**電子納税について（国税）**

　法人税や消費税の納付については、納付書により銀行窓口において納付する方法が主流でありましたが、最近は金融機関の合理化等で行員の訪問が無くなったり窓口が縮小されたりと振込業務がスムーズにいかないことが起きてきております。

　納付書による納付に代えてインターネットバンキングを利用した電子納税の方法を選択することができますので、必要のある場合はご相談ください。

（電子納税の手順）

　１．法人税、消費税等の確定申告を電子申告にて行う。

　２．電子申告直後に当事務所に「納付区分番号通知」がインターネットにて通知

される。

　３．御社のインターネットバンキングに「納付区分番号通知」を入力することにより税目、納付額等の申告内容が自動にセットされる。

　４．御社のインターネットバンキングにて納付を行う。

（留意点）

　　　電子納税の利用方法は銀行ごと、契約内容により異なるため、インターネットバンキングの操作方法については銀行にお問い合わせをお願い申し上げます。

以上